

# 宮城県業務継続計画（BCP）

平成28年3月  
（令和6年7月改定）

## 目次

第1章 基本的な考え方	
1 策定の目的	1
(1) 趣旨	1
(2) 対象機関	1
(3) 非常時優先業務の範囲	1
(4) 運用に当たっての留意点	1
(5) 地域防災計画との関係	2
(6) 計画導入の効果	3
2 基本方針	3
第2章 前提とする災害と被害想定	
1 想定する災害	3
2 被害想定	4
(1) 県内における被害	4
(2) 庁舎における被害	4
3 東日本大震災の検証と教訓	5
第3章 非常時優先業務	
1 非常時優先業務の選定基準	6
2 業務開始目標時間（タイムライン）	6
3 非常時優先業務の選定	6
第4章 執行体制の確保	
1 業務継続計画の発動及び解除基準	7
2 災害対策本部の設置	7
3 職員の参集	7
(1) 非常時優先業務実施体制	7
(2) 安否確認	8
(3) 庁内応援体制	8
(4) 受援体制	8
4 指揮命令系統	8
(1) 災害対策本部	8
(2) 各所属	8
第5章 執務環境の確保	
1 庁舎（執務室）	9
2 電力	9
3 上下水道	9
4 職員のための食料・水	10
5 通信手段	10
(1) 電話回線	10
(2) 防災行政無線等	10
6 情報システム	11
第6章 計画の推進	
1 訓練	11
2 実効性の確保	11
3 計画の見直し	11
4 市町村BCPへの支援	11

# 第1章 基本的な考え方

## 1 策定の目的

### (1) 趣旨

大規模災害の発生によって、庁舎や職員、ライフラインなどが制約され、行政機能が低下する中にも、県民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するため、災害対応等の業務を適切に行う必要がある。

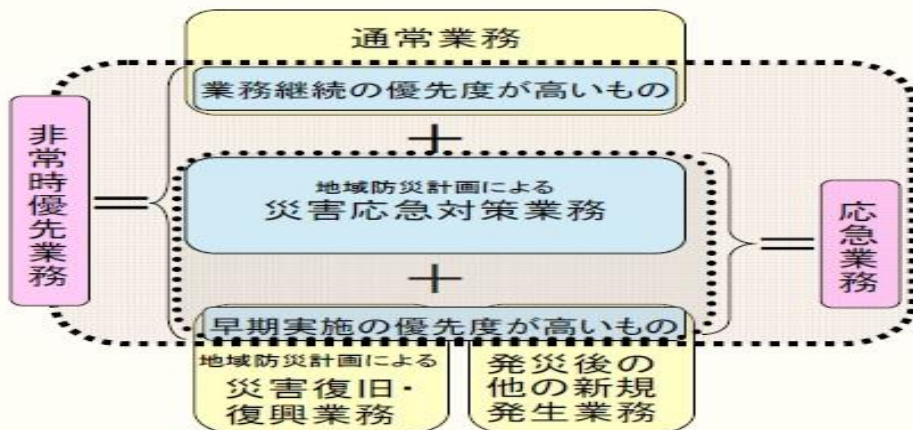
このため、県として優先的に実施すべき事項（非常時優先業務）をあらかじめ定め、必要とされる資源を効果的、効率的に活用して、迅速かつ適切な業務執行を行うことを目的として業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定する。

### (2) 対象機関

この計画は、地方機関を含む知事部局、企業局、議会事務局及び教育委員会などの行政委員会事務局を対象とする。（県立学校、特別支援学校及び公安委員会を除く。）

### (3) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」、優先度の高い「災害復旧・復興業務」及び「発災後新たに発生する業務」に加え、通常業務のうち「業務継続の優先度が高い業務」をいう。



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、令和5年5月、内閣府（防災担当）

### (4) 運用に当たっての留意点

業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、検討の前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害を想定する必要がある。

このため、本計画では、第五次地震被害想定調査における「東北地方太平洋沖地震」と同規模の被害を想定するとともに、より困難な状況下での業務遂行を確保する観点から、発災時間帯を勤務時間外とした上で職員の参集率の推計を行い、非常時優先業務に係る目標時間や優先順位を設定して、対象機関における業務を「見える化」したものである。

このように、本計画における非常時優先業務とは、一定の前提条件下において各所属が優先すべき業務を部局ごとに整理したものであることから、実際の災害が発生した際には、災害の規模、被害の程度や状況、庁舎の損壊状況及び職員の参集状況などに応じて、非常時優先業務の目標時間の変更や優先順位の入替え、休止している通常業務の早期再開など、適切かつ柔軟な運用が必要であることに留意する。

## (5) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町村等の防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災に万全を期すため、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項が定められているが、地方公共団体の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定されていない。

しかし、過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、業務継続計画を策定することで、地方公共団体自身が被災し、制約が伴う状況下であっても非常時優先業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要になる。

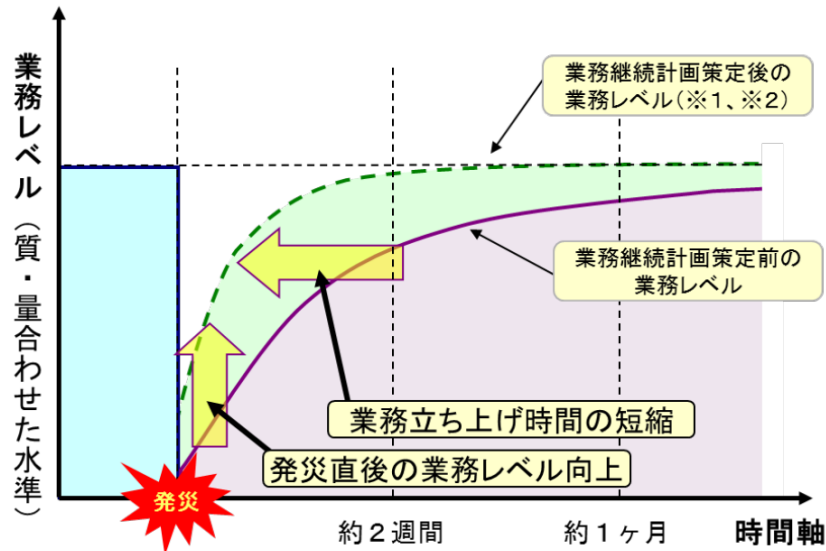
地域防災計画と業務継続計画の比較は次のとおり。

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、令和5年5月、内閣府（防災担当）

## (6) 計画導入の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となる。



- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、令和5年5月、内閣府（防災担当）

## 2 基本方針

- (1) 行政機能の低下に伴う県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を実施する。
- (2) 非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間は休止又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲内で実施する。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。
- (4) 業務継続に関する取組においても、多様な立場へ配慮した視点を取り入れることとする。

## 第2章 前提とする災害と被害想定

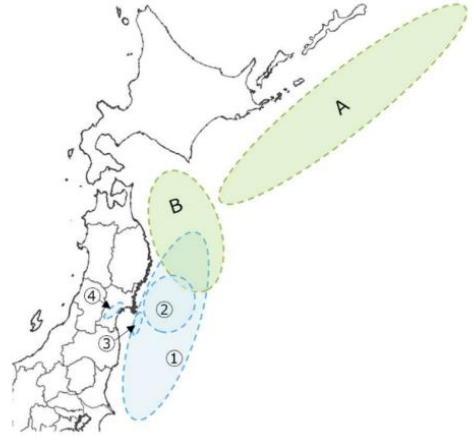
非常時優先業務を設定するに当たって想定した「災害」と「被害想定」は次のとおりである。  
なお、本計画では地震被害を想定しているが、その他の災害発生時においても適宜準用するものとする。

### 1 想定する災害

想定する災害は地震被害とし、第五次地震被害想定調査における想定のうち最大の人的被害が予想される「東北地方太平洋沖地震」と同規模とする。

被害予測結果の総括（国による被害想定も含む）及び想定地震の概ねの震源域

被害想定を行った地震	県内最大震度、 最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる 四捨五入しており、合計が合わない場合がある		
			うち津波に よる	うち揺れに よる	うち火災に よる
<b>最大クラスの津波</b>					
国（内閣府） 実施					
A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-
B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-
（第五次地震被害想定調査） 県実施					
① 東北地方 太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約 90人	約 140人
② 宮城県沖地震 (運動型) M8.0	6強 約8m	約 90人	約 20人	約 40人	約 30人
③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約 750人	約 10人	約 200人	約 540人
④ 長町-利府線 断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約 130人	約 930人



出典：宮城県第五次地震被害想定調査報告書（上記表中の①を想定）

## 2 被害想定

### (1) 県内における被害

#### イ 人的被害

死者 約 5,500人  
 負傷者 約 3,900人（うち重傷者 約 370人）  
 避難者 約 28万人

#### ロ ライフライン被害

電気 停電人口 約 132万人  
 上水道 断水人口 約 75万人  
 下水道 下水道機能支障人口 約 43万人  
 都市ガス 供給停止個数 約 21万戸  
 通信 通信支障人口 約 31万人

### (2) 庁舎における被害

#### イ 本庁舎

建物 大きな損傷なく利用可（天井等の一部破損有り）  
 電力 受電停電により非常用発電機運転、9時間後に復電  
 上下水道 上水の断水は発生せず、庁舎内給排水設備に大きな損傷はなく上水・雑用水ともに使用可  
 固定電話 通信回線業者の回線障害のため使用不可、24時間後に復旧

#### ロ 合同庁舎及び単独庁舎

建物 大きな損傷なく利用可※  
 電力 受電停電により非常用発電機運転  
 上下水道 大多数の合同庁舎等にて断水  
 固定電話 通信回線業者の回線障害のため使用不可

※ 東日本大震災において津波被害のあった庁舎についても、庁舎の建て替えやまちづくり等が進んだことから、建物被害は最小限に済んだものと想定する。

### 3 東日本大震災の検証と教訓

東日本大震災では下記のように従来の想定を超える規模の被害や課題が生じており、今後も想定を超える自然災害が発生する可能性があることを念頭に置く必要がある。

#### (1) 行政機能の喪失

- 沿岸市町において、多くの市町村庁舎が被災し、本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

#### (2) 大規模広域災害

- 全国の都道府県、市町村より人的支援・物的支援が実施された。
- 帰宅困難者等への交通手段・宿泊先の確保等の課題も見られた。

#### (3) 物資の不足

- 物資を備蓄していた指定避難所や倉庫も津波の被害にあった。
- 多数の孤立地区が発生、飲料水、粉ミルク等の枯渇も見られた。

#### (4) 不十分な避難行動要支援者対策

- 避難行動要支援者の事前の情報把握が不十分だった。
- 避難行動要支援者の避難誘導等に時間を要した。

#### (5) 地域防災力の不足

- 従来から一定の津波対策が行われるも、甚大な被害にあった。
- 自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

#### (6) 地震・津波被害の拡大

- 地震による交通インフラ・ライフラインの被害が甚大であった。
- 過去の経験等から、地震直後に避難しない住民も多数いた。

#### (7) 避難指示等の住民への情報途絶

- 地震による広域的な停電、防災無線の被災等で情報が途絶した。
- 命に関わる津波避難に関する情報伝達に問題があった。

#### (8) 津波からの避難の阻害

- 避難先が被災、救助まで時間を要した等の避難場所の問題多数。
- 自動車での避難による渋滞等、避難路上の問題も発生。

#### (9) 複合災害

- 地震災害、津波災害及び原子力災害が同時に発生。
- 複合的な災害への体制の不足、情報の錯そう等の問題が発生。

#### (10) 復旧・復興の遅れ

- 広域かつ甚大な被害で復旧・復興にも多くの時間を要している。

出典：「宮城県地域防災計画（震災対策編）の修正の概要」、平成 25 年 2 月 1 日（宮城県防災会議）

### 第3章 非常時優先業務

#### 1 非常時優先業務の選定基準

##### (1) 初動段階（発災から3時間以内）

直ちに着手しないと重大な影響を及ぼすことになるため、最優先で対策を行う業務

##### (2) 応急段階（3時間から12時間以内、12時間から1日以内及び1日から3日以内）

- ・ 12時間以内に着手しないと大きな影響を及ぼすことになるため、優先して対策を行う業務
- ・ 1日以内に着手しないと大きな影響を及ぼすことになるため、優先的に対策を行う業務
- ・ 3日以内に着手しないと大きな影響を及ぼすことになるため、早急に対策を行う業務

##### (3) 復旧段階（3日から14日以内）

14日以内に着手しないと相当の影響を及ぼすことになるため、遅滞なく対策を行う業務

##### (4) 復興段階（14日以降）

発災後、14日以内に着手しなくても大きな影響を及ぼすことはない業務

非常時優先業務選定基準

タイムライン	区分	基準	想定される業務の考え方
発災～ 3時間	初動段階	災害対策の根幹となる業務遂行に必要不可欠な業務	被害状況の把握、広域応援要請及び救急・救助
～ 12時間	応急段階	応急業務の実施、被災者支援など緊急・重大な業務	施設等の応急復旧
～ 1日			重大な行事などの延期調整
～ 3日			避難生活支援及び業務システムの再開
～ 14日	復旧段階	復旧・復興の本格化に係る業務	生活再建、産業復旧及び教育再開
～ 1か月	復興段階	非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する通常業務	

参考：主な休止業務の例

<p>○定例的な調査業務、○普及啓発業務、○統計調査・分析業務、○研修業務、○観光振興業務、○国際交流業務、○企業誘致業務、○工事検査業務、○監査業務</p> <p>※上記の業務であっても災害対応関連や緊急性の高い業務は実施</p>
--

#### 2 業務開始目標時間（タイムライン）

業務開始目標時間は、非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、目標とする時間を定めたものである。ここでの「開始・再開」とは、単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指すことに留意する必要がある。

なお、特に重要な業務については、必要に応じて業務完了目標時間についても設定するよう努めるものとする。

#### 3 非常時優先業務の選定

上記の選定基準に基づき、対象機関の業務を評価し、非常時優先業務を選定した。

本庁及び地方機関別の非常時優先業務数は別冊「宮城県業務継続計画（BCP）非常時優先業務実施体制（以下「別冊」という。）」第1章のとおりである。

また、本庁及び地方機関の各所属における具体的な非常時優先業務は、別冊第3章及び第4章のとおりである。



## 第4章 執行体制の確保

### 1 業務継続計画の発動及び解除基準

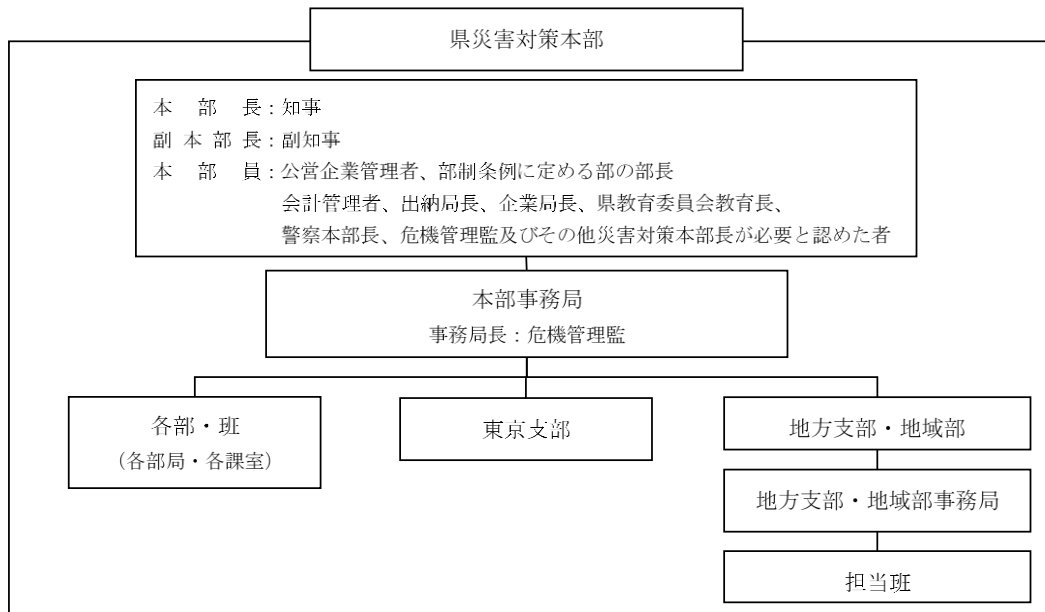
本計画は、宮城県災害対策本部要綱に基づき災害対策本部が設置されたときは自動的に発動し、別冊第3章及び第4章に従い非常時優先業務を実施する。ただし、非常時優先業務に支障のない範囲において、通常業務の実施を妨げるものではない。

また、本計画は災害対策本部が廃止されたときは自動的に解除する。

なお、感染症まん延下で大規模災害が発生し、執行体制がさらに脆弱化する状況においては、本計画に定める非常時優先業務を更に精査し、適切に業務を遂行するよう努めるものとする。

### 2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準、組織、職員の動員配備、本部事務局の運営等は、宮城県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編及び風水害等対策編）及び宮城県災害対策本部要綱等の定めるところによるものとする。



### 3 職員の参集

#### (1) 非常時優先業務実施体制

本庁及び地方機関の参集率並びに非常時優先業務実施体制は別冊第2章1及び2のとおりである。

なお、地震発生から数日間では全ての公共交通機関が不通となる場合を想定し、職員は徒歩等による登庁手段、災害時でも通行可能と考えられる経路及び所要時間をあらかじめ確認しておくこととする。

#### 【前提条件】

- ・ 平日の時間外（早朝）に地震が発生
- ・ 公共交通機関は全線不通
- ・ 登庁手段は徒歩、自転車及びバイク（自動車を使用可能となるのは発災1日経過後以降を想定）
- ・ 所要時間の計算は、次の登庁手段ごとの速度を用いて計算  
徒歩：時速3km 自転車：時速10km 自動車：時速20km バイク：時速20km  
※徒歩による登庁は1日あたり20kmを上限に計算
- ・ 職員本人又は家族が被害を受け登庁できない場合を想定し、発災後14日までは職員の10%を参集困難者とする。

## (2) 安否確認

各所属においては、非常時優先業務を円滑に行うため、職員の確保を図る必要があることから、速やかに職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握することとする。

### イ 事前準備

各職員は、メールアドレスを「宮城県職員安否確認システム」（以下「安否確認システム」という。）に登録するものとする。

### ロ 確認方針

安否確認システムにより職員の安否を確認することとし、職員は、安否確認訓練により、事前に登録したメールアドレスで安否確認メールを受信できることをあらかじめ確認しておくこととする。なお、安否確認システムの運用に当たっては、安否確認実施要領によるものとする。

また、万が一「安否確認システム」が使用できない場合に備えて「災害伝言ダイヤル（171）」の利用手順を確認しておくこととする。

## (3) 庁内応援体制

非常時優先業務の集中する部局等では人員不足が生じ、また交代要員の確保も必要になることから、各部局主管課において人員配分を調整し、庁内調整を基本とした応援体制の確立を図るものとする。

応援職員を受け入れる機関においては、応援職員の円滑な業務実施が図られるよう、あらかじめ非常時優先業務の実施マニュアル、チェックリスト等を整備するものとする。

## (4) 受援体制

部局間の調整によっても人員の不足が生じる場合又は生じることが想定される場合は、災害対策本部事務局が災害時の相互応援協定等により、県外の地方公共団体等に受援を要請し庁内の人員不足を補う。受援要請・受援体制の詳細は別に定める。

## 4 指揮命令系統

### (1) 災害対策本部

災害対策本部における指揮命令系統及び職務代行は、宮城県災害対策本部条例及び宮城県災害対策本部要綱に定めるところによる。

災害対策本部長の職務代行順位は次のとおり。

第一順位	第二順位	第三順位
副知事	副知事	復興・危機管理部長
※「副知事の担当事務に関する規程」において、復興及び危機管理に関することを担当すると定める副知事		

### (2) 各所属

各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに所属長等の安否を確認する。所属長等の安否確認が取れなかった場合は、事務決裁規程に基づき職務の代行を行う。

所属長等が参集できない場合であっても、連絡が取れるなど指示を仰ぐことができる場合は、職務の代行は行わない。この場合、業務継続に支障が生じないよう通信手段を確保することに留意する。

## 第5章 執務環境の確保

本章においては、災害対策本部が設置される本庁舎及び災害対策本部地方支部・地域部が設置される各合同庁舎について記載する。

### 1 庁舎（執務室）

○現状 本庁舎及び各合同庁舎は大地震が発生しても大きな損傷の危険はなく、キャビネット等も壁一体型キャビネットとしているほか転倒防止対策を講じているため、地震発生後も執務室として利用可能である。

※ 本庁舎のうち、災害対策本部事務局の設置・運営場所である2階講堂や5階危機管理センター等が一部損傷し、一時的に使用できない事態が生じた場合、復旧までの間、消防学校等の近隣県有施設の施設管理者や「大規模災害時における施設提供に関する協定書」を締結している株式会社NTTドコモ東北支社と施設の一部使用について調整する。

### 2 電力

○現状 本庁舎及び各合同庁舎では、停電となり電力の供給が止まった場合非常用自家発電設備が起動し、必要な電力を供給可能である。

本庁舎では、1,200kWの非常用発電機を使用。また、非常用自家発電設備のために燃料タンクに常時75.5kL以上の燃料を確保しており、外部からの燃料の供給がなくとも72時間の通常運転が可能である。

各合同庁舎における非常用電源の供給時間等は次のとおり。

合同庁舎	自家発電機容量	燃料タンク容量	通常運転
大河原	160kW	940L	19.6時間
仙台	200kW	3.9kL	72.2時間
大崎	360kW	12.95kL	62.0時間
栗原	160kW	20.48kL	476.3時間
登米	160kW	17.4kL	404.7時間
石巻	500kW	19.95kL	137.6時間
気仙沼	240kW	10kL	156.3時間

○対策 上記通常運転時間経過後も電力の供給停止が続く場合、燃料供給事業者等と締結している災害時協定を活用し、非常用電源の運転のための燃料を確保する。

### 3 上下水道

○現状 本庁舎では、水道施設が被災し断水した場合であっても、本庁舎の受水タンクに被災がなければ給水は可能である。通常の使用状態で3.5日分（雑用水含）。

各合同庁舎における受水タンクの給水可能日数等は次のとおり。

合同庁舎	受水タンク容量	給水可能日数
大河原	受水槽：45 m <sup>3</sup>	3.3日
仙台	受水槽：100 m <sup>3</sup>	5.0日
大崎	受水槽：86 m <sup>3</sup>	3.7日
栗原	受水槽：45 m <sup>3</sup>	3.0日
登米	上水受水槽：6 m <sup>3</sup> 雑用水受水槽：20 m <sup>3</sup>	3.1日(雑用水含)
石巻	上水受水槽：42 m <sup>3</sup> 雑用水受水槽：100 m <sup>3</sup>	11.8日(雑用水含)
気仙沼	上水受水槽：23 m <sup>3</sup> 雑用水受水槽：46 m <sup>3</sup>	7.8日(雑用水含)

○対策 庁舎内の給排水設備が被災し復旧までの期間は、トイレの手洗いなど、制限を設けることになる。本庁舎においては、トイレの洗浄水は井戸水なので庁舎内の井戸水供給設備に被災がなければ通常どおり使用可能であるが、排水施設や下水道施設の被災状況により使用制限を行うことになる。

#### 4 職員のための食料・水

○現状 本庁舎・合同庁舎ともに現在3日分を確保している。

#### 5 通信手段

##### (1) 電話回線

○現状 本庁舎の電話回線は、そのほとんどが電話交換機を經由しKDDIの光回線（同時通話161通話）と接続している。この回線は災害発生時の発信規制対象外であり、電話交換機や電話回線の被災がなければ停電時に自家発電設備からの電気の供給がなくとも、約10時間継続使用が可能である。その他、バックアップ回線としてKDDIの光回線（同時通話23通話）NTTのISDN回線（同時通話6通話）がある。また、災害発生時には電話交換機が被災し使用不能となった場合は、災害時優先電話20回線が指定された電話機で使用可能となる。

各合同庁舎における電話回線の状況は次のとおり。

合同庁舎	電話回線 (同時通話数)	継続使用可能時間	災害時優先電話 (回線数)
大河原	23通話	3時間	—
仙台	22通話	3時間	—
大崎	23通話	3時間	—
栗原	16通話	3時間	4回線
登米	24通話	3時間	6回線
石巻	32通話	3時間	—
気仙沼	23通話	3時間	2回線

##### (2) 防災行政無線等

○現状 県では、地上系と衛星系の2系統の防災行政無線を運用している。防災行政無線は、本庁舎のほか、各合同庁舎をはじめとする県の地方機関庁舎の一部、市町村役場、消防本部（局）及び国

の機関等からなる防災関係機関を結んでいる。本庁舎に設置している統制局は、地震による無線設備、各種サーバー等の転倒、動揺防止のために耐震処理を施している。また、MCA無線機を本庁舎に4台、衛星携帯電話（ワイドスター及びアイサットフォン）を本庁舎に4台及び各合同庁舎に1台ずつ、現地での通信を行うための可搬型VSATを本庁舎に1台整備している。

なお、災害対策本部地方支部・地域部は、支援部隊の集結や支援物資の集配等の拠点として圏域防災拠点を運用することとしており、現地での通信のため、MCA無線機を4台、衛星携帯電話を4台、可搬型VSATを1台ずつ配備している

## 6 情報システム

県が所管する情報システムについては、「情報システムに係る業務継続計画（ICT-BCP）」（平成22年6月策定）において、情報システムごとに復旧計画を作成していることから、これに基づき、早期復旧等を図るものとする。

## 第6章 計画の推進

計画の実効性を確認し、高めていくためには、訓練や計画の見直し等を計画的に実施していくことが重要である。特に、発災時に組織の指揮を執ることとなる所属長等は、自ら果たすべき役割について常日頃から認識し、防災知識の習得及び業務継続に関する職員の意識啓発に努めるとともに、継続的な計画の見直しに主導的に関与することが重要となる。

### 1 訓練

人事異動等により災害対応能力や所属内の連絡体制が脆弱となる年度初めに全庁一斉安否確認訓練、業務継続計画理解度向上訓練等を実施するほか、これらの訓練結果を踏まえた訓練を下半期に実施し、本計画の実効性の向上を図ることとする。

### 2 実効性の確保

人事異動や組織改編が行われる年度初めなど、必要に応じて非常時優先業務の実施体制を見直すこととし、訓練の実施後には課題の検討、検証を行うこととする。

また、各対象機関は、本計画の実効性を確保するため、非常時優先業務の実施マニュアルやチェックリスト及び業務別BCP等の整備に努めるものとする。

### 3 計画の見直し

組織体制の変更、課題の検証結果、地域防災計画など相互に支え合う計画間の関係性や連動性等を踏まえ、計画本文及び別冊の見直しを継続的に行うものとする。

### 4 市町村BCPへの支援

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うことから、市町村自らが被災した場合でも業務を継続して行えるよう、業務継続計画の実効性向上を図るため、県は市町村に対して情報提供や助言などの支援を行うものとする。